

豊明市児童発達支援センター給食業務委託に係るヒアリング審査実施要領

1. 目的

本要領は、豊明市児童発達支援センターにおける給食業務を実施する委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊明市児童発達支援センター給食業務

(2) 業務内容

別紙「豊明市児童発達支援センター給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 実施形式

ヒアリング審査

4. スケジュール

令和6年12月 9日（月） 募集開始

令和7年 1月10日（金） 応募受付締切

令和7年 1月20日（月） ヒアリング審査

5. 応募資格

豊明市入札参加資格者名簿に記載された団体

6. 応募の手続き

(1) 提出書類

応募を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、次に掲げる書類を提出する。

① 申込書（様式1）・・・1部

② 業務提案書（任意）・・・1部

③ 見積書・・・1部

(2) 提出方法

次の方法のいずれかの方法により提出する。

① 持参

② メール（件名を「豊明市児童発達支援センター給食業務委託」とする。）

③ 郵送（提出期日までに到着したものに限り受け付ける。）

(3) 提出期日

令和7年1月10日（金）午後5時まで

(4) 提出先

豊明市児童発達支援センター (E-mail : donguri-jimu@toyofuku.or.jp)

7. 審査及び選定等

ヒアリング審査は以下のとおりとする。

(1) 日時

令和7年1月20日(月) ※時間、会場については追って連絡する。

(2) ヒアリング項目

- ・ 会社概要
- ・ 基本理念
- ・ 業務遂行能力
- ・ 人材育成
- ・ バックアップ体制
- ・ 衛生管理
- ・ 緊急事態への予防・対応
- ・ その他

(3) 選定方法

ヒアリングは非公開で行うものとし、全ての応募事業者のヒアリング終了後、内部審査を行い選定する。

(4) 結果通知

審査結果は、選定後速やかに応募事業者へ通知する。

8. 留意事項

(1) 費用負担

提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

(2) 応募辞退の場合

書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに辞退届を豊明市児童発達支援センターに提出すること。

(3) 失格事項

業務期間において応募資格要件に抵触する問題が生じた場合には、応募を取消すものとする。

9. 問合せ先

〒470-1131

愛知県豊明市二村台1丁目27番地 豊明市共生交流プラザ北館1階

豊明市児童発達支援センター

TEL : 0562-85-6661

E-mail : donguri-jimu@toyofuku.or.jp